



島根県報

平成16年 2月24日 (火)
第 1 549 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	1
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更	(障害者福祉課)	2
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更	(")	2
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更	(")	2
土地改良事業計画書の縦覧	(農村整備課)	3
土地改良事業施行の認可	(")	3
県営土地改良事業の工事の完了	(")	3
漁業災害補償法の規定に基づく同意	(水産課)	4
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用地対策課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	5
道路の供用開始	(")	6
公 告		
都市計画の変更案の縦覧	(都市計画課)	7
都市計画変更の図書の縦覧	(")	7
公安告示		
指定講習機関の指定		8
正 誤		
平成16年 2月13日付け島根県報第1,546号中	(管財課)	8

告 示

島根県告示第178号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 樹	福祉用具貸与	有限会社 樹 ケアショップ ももたろう	簸川郡斐川町大字直江町4641-2	平成16年 2月14日
株式会社 シード	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム ひのき	江津市都野津町2340番地5	平成16年 2月15日
社会福祉法人 けいびん会	通所介護	デイサービス やまももの家	浜田市久代町309	平成16年 2月17日

島根県告示第179号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第21条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年 2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
サンキ・ウエルピイ株式会社	居宅介護	サンキ・ウエルピイ介護センター松江	松江市西嫁島三丁目3 - 3	松江市浜乃木六丁目16 - 1	平成16年 1月15日
特定非営利活動法人はっぴいライフ	居宅介護	特定非営利活動法人 はっぴいライフ	松江市東津田町字石屋1815 - 16	松江市雑賀町86	平成15年12月 1日

島根県告示第180号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第17条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年 2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
サンキ・ウエルピイ株式会社	居宅介護	サンキ・ウエルピイ介護センター松江	松江市西嫁島三丁目3 - 3	松江市浜乃木六丁目16 - 1	平成16年 1月15日
特定非営利活動法人はっぴいライフ	居宅介護	特定非営利活動法人 はっぴいライフ	松江市東津田町字石屋1815 - 16	松江市雑賀町86	平成15年12月 1日

島根県告示第181号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第15条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年 2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
サンキ・ウエルピイ株式会社	居宅介護	サンキ・ウエルピイ介護センター松江	松江市西嫁島三丁目 3 - 3	松江市浜乃木六丁目 16 - 1	平成16年 1月15日
特定非営利活動法人はっぴいライフ	居宅介護	特定非営利活動法人 はっぴいライフ	松江市東津田町字石屋1815 - 16	松江市雑賀町86	平成15年12月 1日

島根県告示第182号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
浜田市土地改良区	本郷下地区用排水施設事業（非補助土地改良事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所

島根県告示第183号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の者にかかる三条資格者施行土地改良事業の施行を認可した。

平成16年 2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	認可年月日
鹿足郡柿木村大字白谷170番地 齊籐伸之外 4 名共同施行	白谷地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	平成16年 2月16日

島根県告示第184号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成16年 2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

事業名	完了年月日
悠YOUおおち南（日和）地区農道事業（県営中山間総合整備事業）	平成15年 6月 5日

悠YOUおおち南(矢上)地区用排水施設事業(県営中山間総合整備事業)

平成15年6月5日

島根県告示第185号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成16年2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 加入区の名称

仁摩町加入区

2 加入区の区域

仁摩町漁業協同組合の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成14年島根県告示第1091号)の10の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

島根県告示第186号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成16年2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

仁多町

2 事業の種類

(仮称)仁多米交流館(醸造用米加工施設)整備事業並びにこれに伴う普通河川付替工事

3 起業地

イ 収用の部分

島根県仁多郡仁多町大字亀嵩字久比須地内

ロ 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

(仮称)仁多米交流館(醸造用米加工施設)整備事業並びにこれに伴う普通河川付替工事(以下「本件事業」という。)のうち、交流館(醸造用米加工施設)整備事業(以下「本体事業」という。)は、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設」及び第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される普通河川の機能を維持するための付替工事(以下「関連工事」という。)は、同条第2号に掲げる「その他公共の利害に係る河川」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である仁多町は、国庫補助金、地方債、一般財源により財源措置を講じることとしているので、

法第20条第 2 号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第 3 号の要件への適合性について

本件事業は、仁多米の総合的な情報発信や加工等による高付加価値農業の展開並びにこれらの効果による生産者の所得及び生産意欲の向上、地域活性化を目的とするものであり、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存するものと考えられる。

一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較検討した結果それらの条件を最も良く満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。

で述べた得られる利益と で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。よって、本件事業は法第20条第 3 号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第 4 号の要件への適合性について

仁多町においては、都市住民との交流施設の整備や交流事業を推進しており、これらの施設での雇用や農産物の販売などによる地域経済への波及効果は大きいものとなっているが、基幹作物である水稲については、他の農産物の販売の伸び率に比較すれば生産農家への経済波及効果は小さい状況にある。

そこで、仁多米を特産品として振興するため、交流事業により多くなってきた交流人口を活用した仁多米の総合的な情報発信、加工等による高付加価値型農業の展開が必要であると考えられることから、本件事業は早急に施行されるべき事業と認められる。

また、本件事業に係る起業地は、本体事業及び関連工事の施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。

さらに、本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第 4 号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

仁多町役場

島根県告示第187号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域				管轄する土木建築事務所の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
県 道	大野魚瀬恵曇線	松江市上大野町字サバリ2485番 3 地先から同字1451番 5 地先まで	前	メートル 5.00～ 13.00	メートル 122.00	松江土木建築事務所	道路改良工事
			後	5.00～ 29.00	122.00		拡幅

"	吉田三刀屋線	飯石郡三刀屋町大字多 久和2221番 5 地先から 同町大字粟谷893番 1 地先まで	前	7.00 ~ 17.00	102.00	木次土木 建築事務所	"
			後	10.00 ~ 48.00	100.00		"
"	宮内掛合線	飯石郡掛合町大字穴見 145番 1 地先から同大 字149番 2 地先まで	前	4.00 ~ 9.00	89.00	木次土木 建築事務所	"
			後	5.50 ~ 22.50	98.00		"
"	上久野大東線	大原郡大東町大字清田 82番 2 地先から同大字 70番 2 地先まで	前	5.50 ~ 14.50	92.50	木次土木 建築事務所	"
			後	10.00 ~ 14.50	92.50		"
"	浜田八重可 部線	那賀郡旭町大字今市 240番 1 地先から同大 字218番 5 地先まで	前	6.00 ~ 11.00	327.00	木次土木 建築事務所	"
			後	10.00 ~ 35.00	327.00		"
"	弥栄旭イン ター線	那賀郡旭町大字今市 218番 5 地先から同大 字240番 1 地先まで	前	6.00 ~ 11.00	327.00	浜田土木 建築事務所	"
			後	10.00 ~ 35.00	327.00		"
		那賀郡旭町大字今市 240番 1 地先から同大 字1211番 7 地先まで	前	6.00 ~ 12.00	462.50		"
			後	7.50 ~ 50.00	462.50		"

島根県告示第188号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する土木 建築事務所の 名称	備 考
県 道	掛合上阿井 線	飯石郡吉田村大字吉田1796番 4 地先か ら同大字4197番28地先まで	メートル 397.00	平成16年 2月24日	木次土木 建築事務所	
"	安来木次線	大原郡大東町大字上久野15番 9 地先か ら同大字13番 6 地先まで	279.00	"	"	
"	瑞穂赤来線	飯石郡赤来町大字畑田111番 1 地先か ら同大字686番地先まで	440.00	平成16年 3月2日	"	

"	出雲三刀屋線	飯石郡三刀屋町大字伊萱83番 1 地先から同大字1238番25地先まで	704.00	平成16年 2月24日	"	
"	吉田頓原線	飯石郡頓原町大字頓原村2622番 1 地先から同大字490番 6 地先まで	78.50	"	"	
"	静岡久手停車場線	大田市鳥井町鳥越字新田1014番 1 地先から同市久手町刺鹿字塩淵2299番 4 地先まで	90.00	平成16年 3月 2 日	大 田 土 木 建 築 事 務 所	
"	浜田商港線	浜田市原井町3050番46地先から同町2793番 1 地先まで	360.00	平成16年 2月24日	浜 田 土 木 建 築 事 務 所	
"	浜田八重可部線	那賀郡旭町大字今市240番 1 地先から同大字218番 5 地先まで	327.00	"	"	
"	"	那賀郡旭町大字今市1211番 7 地先から同大字240番 1 地先まで	462.50	"	"	

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年 2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
仁摩都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
仁摩町大字仁万町、大国町、天河内町
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課及び仁摩町役場
- 4 縦覧期間
平成16年 2月24日から同年 3月 9 日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第16号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により次の者を指定講習機関として指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成16年 2月24日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 浜田自動車教習所
 住所 島根県浜田市河内町1931番地
 代表者の氏名 山根敏伯
- 2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地
 事務所の名称 浜田自動車教習所
 事務所の所在地 島根県浜田市河内町1931番地
- 3 特定講習の種別 取消処分者講習
- 4 指定を行った年月日 平成16年 2月19日

正 誤

平成16年 2月13日付け島根県報第1,546号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
7	上から21	2月9日（月）から同年2月20日	2月16日（月）から同年2月27日
7	下から19	平成16年 2月13日（金）	平成16年 2月20日（金）